

「町名・字名の取扱い」について

現在の豊川市の町・字の区域及び名称は、現行のとおりとする。

現在の音羽町及び御津町の町・字の区域については現行のとおりとし、名称については、次のとおりとする。

- (1) 現在の音羽町の町・字の名称については、原則として「大字」及び「字」を削除するとともに、大字名を町名とする。ただし、現在の大字赤坂台については、「赤坂台町」とはせず、「赤坂台」とする。
- (2) 現在の御津町の町・字の名称については、原則として「大字」及び「字」を削除するとともに、御津を町名とする。